平成２１年（フ）第１０２１４号
大阪府東大阪市横小路町５丁目２番25号　第二東大阪村橋マンション　201
債務者　照屋　英治
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１号
大阪市城東区成育４丁目13番26号
債務者　村上　節子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７号
大阪府豊中市蛍池北町１丁目２番22号
債務者　岡田　典子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１４８号
大阪市天王寺区空清町８番１―702号
債務者　平井　清貴
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２１９号
大阪府高槻市玉川２丁目７番202号
債務者　佐々木康二
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２２号
大阪府寝屋川市楠根南町30番15号
債務者　石橋　篤史
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４４号
大阪市城東区関目２丁目18番101―201号
債務者　中　　大輔
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月24日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８９号
千葉県流山市大字東深井451番地の132ジュネパレスＫＳ102
債務者　深見　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８３７号
千葉県松戸市岩瀬257番地の３市営住宅1202
債務者　中村　哲雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８４２号
千葉県野田市木間ケ瀬5806番地
債務者　石塚　秀美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５０号
千葉県松戸市五香４丁目58番地の２石井マンション203号
債務者　大塚　法子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５１号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷７丁目５番47号
債務者　國松　大碁
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５５号
千葉県松戸市平賀228番地の10クレスト北小金202号
債務者　望月　良雄
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５６号
千葉県野田市山崎2756番地の４
債務者　染谷　京子（旧姓滝本）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８５９号
千葉県流山市駒木台410番地の18
債務者　寺田恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８６４号
千葉県野田市上花輪1457番地の１コーポラスＮｏ．20―203号室
債務者　山内　惣恵
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第８８３号
千葉県松戸市上本郷1400番地の４
債務者　吉田　初美
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９０４号
千葉県流山市大字東深井78番地の13
債務者　大塚　弘晃（旧姓白崎）
1　決定年月日時　平成22年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月25日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部